

かんとう保全ニュース

平成31年春号
2019年4月
国土交通省
関東地方整備局
営繕部

<TOPICS>

1. 保全実態調査及び官庁建物実態調査の実施について
2. 環境配慮契約法における建築物の維持管理に係る契約

1. 保全実態調査及び官庁建物実態調査の実施について

保全実態調査及び官庁建物実態調査について
国土交通省では、官公庁施設の建設等に関する法律（官公法）第13条第2項に基づき、国家機関の建築物の実態を把握するため、各府省等のご協力のもと、毎年度、保全実態調査を実施しているところです。今年度につきましても、本調査を実施いたしますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

官庁建物実態調査については、官公法第9条に基づき、各府省庁から提出された営繕計画書に関する意見を述べるために必要な調査であり保全実態調査と合わせ実施しますので、こちらも、ご協力をよろしくお願いいたします。またBIMMS-N説明会の開催もさせていただきます。ご参加の方、よろしくお願いいたします。

調査票記入期間

平成31年5月27日（月）～平成31年7月26日（金）（第1グループ）

平成31年6月10日（月）～平成31年8月9日（金）（第2グループ）

（第1グループ）

- 最高裁判所
- 内閣府（宮内庁）（警察庁）
- 法務省
- 国土交通省（海上保安庁）（気象庁）
- 環境省
- 防衛省

（第2グループ）

- 衆議院
- 参議院
- 国立国会図書館
- 会計検査院
- 人事院
- 総務省
- 外務省
- 財務省
- 文部科学省
- 厚生労働省
- 農林水産省（林野庁）（水産庁）
- 経済産業省（特許庁）

BIMMS-N説明会

開催事務所等	地区	日程	会場
保全指導・監督室	埼玉・茨城（※1）	5月14, 15日	With Youさいたま(さいたま市)
東京第一営繕事務所	東京（※3）	5月23, 24日	足立区生涯学習センター（足立区）
東京第二営繕事務所	東京（※4）・千葉	5月16, 17日	関東技術事務所(松戸市)
甲武営繕事務所	東京（※5）・山梨	6月12日	国土交通大学校（小平市）
宇都宮営繕事務所	栃木	5月31日	とちぎ建設技術センター（宇都宮市）
	茨城（※2）	6月5, 6日	茨城県高度情報化推進協議会（水戸市）
横浜営繕事務所	神奈川	5月31日, 6月7日	川崎市生活文化会館 てくのかわさき（川崎市）
長野営繕事務所	長野	5月29日	長野市教育センター（長野市）
	群馬	5月31日	群馬県生涯学習センター（前橋市）

※1:つくば市のみ ※2:つくば市を除く
 ※3:練馬区、新宿区、渋谷区、港区、板橋区、北区、豊島区、文京区、千代田区
 ※4:足立区、葛飾区、荒川区、台東区、墨田区、江戸川区、中央区、江東区
 ※5:中野区、杉並区、世田谷区、品川区、大田区、目黒区、特別区以外の地域

2. 環境配慮契約法における建築物の維持管理に係る契約

平成31年2月に、環境配慮契約法の基本方針が閣議決定され、「建物の維持管理に係る契約」が追加されました。環境配慮契約法は、契約類型ごとに総合評価落札方式、プロポーザル方式など推奨する入札・契約方式等を規定するものです。

今回の変更では、「すべての建築物の維持管理に係る契約において、原則として、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した内容を契約図書に明記すること」「入札に付するものうち、総合評価落札方式の場合は、原則と

して、温室効果ガス等の排出の削減に配慮する内容を含む提案を求めること」と規定されております。なお、対象とする業務範囲は、建物の維持管理の中でも、「1. 電気設備保守管理業務」「2. 機械設備保守管理業務」「3. エレベーター」を中心とした搬送設備保守管理業務となっております。

詳しい情報は、下記のURLを参考にしてください。

グリーン契約（環境配慮契約）について [環境省]

<http://www.env.go.jp/policy/ga/>

[環境省Webサイト]

■ 環境配慮契約法に基づく基本方針

平成19年12月7日、環境配慮契約法に基づく基本方針（国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針）が閣議決定され、あわせて基本方針の内容を詳述した解説資料を取りまとめました。国の機関や独立行政法人等は、これらに基づいてグリーン契約に取り組むこととなります。

さらに、基本方針は平成31年2月8日に変更の閣議決定がなされました。

- 基本方針（平成19年12月7日 平成31年2月8日変更閣議決定） [PDF 198KB]
- 基本方針関連資料（平成31年2月） [PDF 2.820KB]
- 環境配慮契約法の概要及び基本方針・解説資料ポイント（平成31年2月） [PDF 4.356KB]**

環境基準・法令等

- 環境基準
- 法令・告示・通達

白書・統計・資料

- 環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書
- 環境統計集
- 各種統計調査

ここをクリック

編集事務局

国土交通省 関東地方整備局営繕部 保全指導・監督室 保全担当
〒330-9724 さいたま市中央区新都心2-1 Tel 048-600-1357
ご要望等がありましたら、管轄の営繕事務所に、お尋ねください。
関東地方整備局営繕部

保全指導・監督室	http://www.ktr.mlit.go.jp/eizen/	(電話)	048-600-1357	(Fax)	048-600-1397
東京第一営繕事務所	http://www.ktr.mlit.go.jp/tokyo1ez/	(電話)	03-3363-2694	(Fax)	03-3367-8796
東京第二営繕事務所	http://www.ktr.mlit.go.jp/tokyo2ez/	(電話)	03-3531-6550	(Fax)	03-3531-6995
甲武営繕事務所	http://www.ktr.mlit.go.jp/koubueez/	(電話)	042-529-0011	(Fax)	042-529-0014
宇都宮営繕事務所	http://www.ktr.mlit.go.jp/utsunomiyaez/	(電話)	028-634-4271	(Fax)	028-632-6229
横浜営繕事務所	http://www.ktr.mlit.go.jp/yokohamaez/	(電話)	045-681-8104	(Fax)	045-224-8974
長野営繕事務所	http://www.ktr.mlit.go.jp/naganoez/	(電話)	026-235-3481	(Fax)	026-235-8713

国家機関の建築物等で重大な事故・故障が発生しましたら、下記までご報告願います。

営繕部調整課 Eメール: ktr-eizen-jiko01★gxb.mlit.go.jp (電話) 048-600-1355 (Fax) 048-600-1396

※上記の「★」記号を「@」記号に置き換えて下さい。

ご連絡いただいている保全担当者様に変更がございましたら、各営繕事務所の保全担当までお知らせ下さい。